

令和7年度阪神アグリ新たな食づくり支援事業実施要領

第1 趣旨

令和7年度阪神北県民局地域躍動推進費補助金交付要綱に定める阪神農業者・事業者マッチングプロジェクト・阪神アグリ新たな食づくり支援事業は、阪神地域の農業者と事業者とのマッチングを促進し、阪神地域の農畜林産物やその加工品の新たな販路開拓を支援するとともに農業者と就労継続支援事業所との連携による阪神地域の農畜林産物を利用した新たな商品開発を支援することにより、県民が阪神地域の農畜林産物や加工商品に触れる機会を拡大する。

本事業を実施するにあたり、本事業実施要領において必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容及び事業実施主体

1 事業の内容は、次のとおりとする。

事業メニュー	実施内容例	補助率等
(1) 農業者と就労継続支援事業所が連携した新商品の開発	・加工食品開発 ・料理メニュー開発 ・継続的な販路拡大に必要な機械導入費 等	上限 200 千円/企画・定額 なお、機械支援は 1/3 補助 (1 千円未満切り捨て)
(2) 農業者と事業者が連携した誘客の取組	・販売促進イベントの開催 ・販売促進アイテムの製作 等	上限 200 千円/企画・定額 (1 千円未満切り捨て)

2 事業実施主体は、次のとおりとする。

ただし、第2の1の(1)に取組む場合は、次の(1)または(4)の者とする。

- (1) 農業者、農業者団体（農業者が3名以上まとまって構成する団体）
- (2) 加工・飲食業者（加工業、飲食業を営む者）
- (3) 消費者団体（消費者が3名以上まとまって構成する団体）
- (4) 就労継続支援事業所
- (5) その他、兵庫県阪神北県民局長（以下「県民局長」という）が、特に認める者

第3 事業実施の要件

本事業を実施しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、阪神地域とは、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の区域をいう。

- 1 阪神地域で生産された農畜林産物を活用していること。
- 2 阪神地域の農畜林産物の知名度の向上に資する取組であること。
- 3 事業実施主体にとって、新しい商品の開発又は斬新性がある取組であること。
- 4 主たる事務所の所在地が、阪神地域内にあること。
- 5 農業者と就労継続支援事業所または農業者と事業所が連携した取組であること。

第4 事業の募集

1 企画提案書の提出

本事業に応募しようとする者は、企画提案書（別紙様式 1-1、1-2）を作成し、県民局長に提出する。

2 事業の採択

県民局長は、前項で提出のあった企画提案書等については、別記1に定める構成員からなる審査会において、審査基準表（別記1-1）をもとに順位付けを行い、予算の範囲内で事業の採択を決定するとともに、その結果について別紙様式2により応募者あて通知する。

なお、審査会は、その審査事項について急施を要する場合、又は要望額が予算内に収まる場合には、持ち回りにより審査することができる。

3 採択した事業が少なかった場合や、事業採択後に辞退があった場合等は、必要に応じて再募集を行うことができるものとする。

第5 事業計画の承認手続き

1 事業計画の申請

第4の2により採択通知を受けた応募者は、事業実施計画承認申請書（別紙様式3-1、3-2）を県民局長あて提出する。

2 事業計画の承認

県民局長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当であると認められる場合は承認し、別紙様式4により申請者あて通知する。

3 事業計画の変更

事業実施主体は、事業計画の内容等に次に掲げる項目に該当する変更を行う場合は、速やかに前項1及び2の規定に準じて計画の変更申請を行い、あらかじめ県民局長の承認を得なければならない。

(1) 第2の1の事業メニューを変更（追加、削減含む）する場合

第6 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、別紙様式5-1、5-2により県民局長に報告する。

第8 事業の推進体制

県民局長は、第1の目的の達成に向け、事業の円滑な推進を図るため、県関係機関、市町及び農業者団体等との連携を図り、事業実施主体に対して適切に助言、指導する。

第9 助成

県民局長は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、別に定める補助金交付要綱により助成する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県民局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。